平成２４年（フ）第２５６号
茨城県水戸市東原２丁目５番19―602号　ロワール東原
破産者　山中　　光
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３１５号
茨城県ひたちなか市外野２丁目９―23　クローバーハイツＣ棟101号室、住民票上の住所茨城県笠間市稲田1891番地
破産者　八木澤市郎
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３３号
茨城県かすみがうら市西成井1968番地50
破産者　遠山　信行
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第５２１号
静岡市駿河区丸子新田275番地の17
破産者　赤坂千代こと　張　　千代
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００２号
名古屋市西区浅間２丁目６番５号　ロイヤルシティ浅間８Ａ号
破産者　松村　真二
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００３号
名古屋市西区浅間２丁目６番５号　ロイヤルシティ浅間８Ａ号
破産者　松村美智子
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０８３号
名古屋市西区大野木２丁目146番地の１　サンハイツ大野木102号
破産者　内田ひろえ（旧姓永森）
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２４６号
名古屋市緑区徳重１丁目808番地　グローリアス徳重302号、従前の住所名古屋市緑区小坂１丁目316
破産者　石倉　秀二
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５８１号
愛知県長久手市根の神211番地　ヴィラグリーン３―Ｃ
破産者　橋本圭一郎
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６９号
神戸市長田区四番町３丁目３番地市住41―405号
破産者　横山　皖子
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０５号
奈良県生駒市小平尾町２番３号　コーポ南生駒105号室、住民票上の住所奈良県生駒市桜ヶ丘２番19号
破産者　中谷　豪宏
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３０１号
奈良市北永井町341番地の14
破産者　新庄　　猛
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０３号
広島市安佐北区三入７丁目５番６号
破産者　上野　季敏
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０４号
広島市安佐北区三入７丁目５番６号
破産者　上野余理子
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号
広島市西区古江西町14番49―604号
破産者　柳樂美由記
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５号
大分市岩田町３丁目６番１号
破産者　木原　佐助
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７６号
大分県津久見市高洲町３番２号
破産者　安藤　和重
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３２号
大分県別府市天満町９―23　御方アパート102号、住民票上の住所熊本市北区飛田１丁目１番２号　グリーンヒル葉山二番館402号
破産者　平岡　祐三
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
大分県佐伯市大字鶴望5076番地４
破産者　管　　隆昭
1　決定年月日　平成24年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係